

東三河広域連合で消費生活出前講座を開催します！

消費生活課では、消費生活に関する様々な情報や、悪質商法に遭わない方法などをお話する消費生活出前講座を開催します。

	消費生活相談員による寺子屋出前講座	落語家・漫談家による出前講座
対象	東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）在住・在学・在勤のグループ	
日時	原則として平日の10時～15時	
時間	30分～1時間30分 （希望の時間で調整）	1時間 （消費生活相談員の講話30分を加えて1時間30分とすることもできます）
費用	無料	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年代層に合わせて、ご希望のテーマでお話します。 ・ 悪質商法の事例と対処法 ・ クーリング・オフについて ・ インターネットトラブル 等 ○ 寸劇、替え歌、講談を加えることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質商法に遭わないための注意点を、落語や漫談で学びます。 ○ 相談員等が悪質商法の事例と対処法を短時間お話しします。
場所	指定の場所に伺います。	落語の出前講座は着替え室が必要。また高座で落語を行うため、ある程度余裕のある部屋をご用意ください。
人数	少人数でも可	20人以上
条件	何回でもお申し込みできます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則的に、前年度と同じ講座のお申し込みは不可。 ○ 年間あたり、1団体1回のお申し込みでお願いします。
申込	開催日の一か月前までにお申し込みください。	

お申し込みは・・・

日時・時間・場所を決めて、電話・FAX・メールで、



〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所安全生活課内 東三河広域連合消費生活課

電話 **0532-26-9078** FAX 0532-56-0123

メール shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp